

能美市建設工事成績評定評価委員会設置要領

平成17年4月1日

告示第190号

(目的)

第1条 この要領は、能美市が設置する能美市建設工事成績評定評価委員会(以下「委員会」という。)の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

(1) 能美市工事評定通知実施要領に基づき通知した評定点等について、受注者が説明を求めた場合の回答

(2) 工事成績評定の通知にかかる事項

(3) その他工事成績評定の運用にかかる事項

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員会は、次の者で構成する。

(1) 土木部長

(2) 当該工事主務部長

(3) 土木課長

(4) 当該工事主務課長

(5) 当該工事検査員

(6) その他委員長の指名する職員

2 委員長は、土木部長とする。

3 委員長に事故あるときは、土木課長がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が召集する。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、土木課が行う。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

この告示は、平成17年4月1日以降に完成する工事について適用する。

附 則(平成21年3月30日告示第42号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第48号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第48号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第92号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。